

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 下坂 直樹 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒108-8001 日本国東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社 社内		発送日 (日.月.年) 07.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 5660020284		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/023064	国際出願日 (日.月.年) 18.06.2018	優先日 (日.月.年) 20.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04W4/021 (2018.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 23.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 三枝 保裕	5J 6305
		電話番号 03-3581-1101	内線 3534

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2006-303831 A (アルゼ株式会社) 2006. 11. 02, 段落[0003], [0009], [0011]-[0022], 図1 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2002-186033 A (松下電器産業株式会社) 2002. 06. 28, 段落[0065], [0068] (ファミリーなし)

請求項1、9-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1 (特に段落[0003], [0009], [0011]-[0022], 図1等を参照) には、同じ内容の地域情報を何度も送受することを避けるために、情報提供装置 (「周辺地域情報提供装置」) は、所定の基地局 (「C1」) がカバーするセルに関する地域情報の提供を受けた第1移動端末の端末ID (「携帯電話を識別する識別情報」) を前記所定の基地局と対応づけて登録される端末IDテーブル (「ユーザ情報記憶装置」) を少なくとも記憶する (段落[0021]-[0022]) こと、第2移動端末による、前記セルへの進入および前記セル内における電源オンの少なくとも一方が検知された場合 (段落 [0016])、前記所定の基地局と対応づけられた前記第2移動端末の前記端末IDが登録されているか否かを判定し、前記所定の基地局と対応づけられた前記第2移動端末の前記端末IDが前記端末IDテーブルに登録されていない場合、前記セルに関する前記地域情報を、前記基地局を介して、前記第2移動端末へ提供する (段落[0022]) ことが記載されている。

文献1に記載された発明において、端末IDテーブルを、基地局 (セル) と端末IDとを対応させる構成とするか、あるいは、セル毎にテーブルを設ける構成とするかは、当業者が適宜なし得ることにすぎない。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において、地域情報が更新された場合、更新された地域情報を移動端末へ提供するために、端末IDテーブルを初期化することは、当業者が普通に行うことにすぎない。

[補充欄に続く]

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 には、さらに、基地局から取得した基地局 I D をキーに地域情報テーブル(「地域情報記憶装置」)を検索することで、セルの地域情報を取得する(段落[0011], [0022])ことが記載されている。

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

文献 2 (特に段落[0065], [0068]等を参照)には、地域情報テーブルにおいて、複数の異なる基地局 I D に共通の 1 つの地域情報が少なくとも 1 つ存在することが記載されている。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 には、さらに、地域情報は、セル内で開催されるイベントについての情報である(段落[0013])ことが記載されている。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 には、さらに、進入は、第 2 移動端末の、周辺セルから前記セルへのハンドオーバーである(段落[0016])ことが記載されている。

請求項 7 - 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明において、情報提供装置は、基地局が所属する移動体通信網上に設けられるか、あるいは、基地局が所属する移動体通信網に接続された他の通信網(インターネット)上に設けられるかは、当業者が適宜なし得ることにすぎない。